

# 地方税の収納の効率化・電子化に向けた取組



MIC

令和3年2月16日  
総務省自治行政局

# 「当面の規制改革の実施事項」 (1. (1) キb関係) に対する対応方針

## 当面の規制改革の実施事項(令和2年12月22日規制改革推進会議)(抄)

### 1. 書面・押印・対面の見直し

#### (1) 行政手続における書面・押印・対面の見直し

書面・押印・対面を前提とした我が国の行政手続の制度・慣行を抜本的に見直し、役所に行かずともあらゆる手続ができる社会の実現に取り組む。

キ 地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組

【a: (第1弾) 令和3年10月措置、(第2弾) 令和5年度以後の課税分措置、b, c: 令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

a 総務省は、地方税の収納手段の効率化・電子化を加速する観点から、地方税共通納税システムの対象税目を拡大する。第1弾として、個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割、第2弾として、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加する。

b 総務省は、地方公共団体と指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化を進める観点から、経費負担の見直しなど、地方公共団体に対応を促す。

c 金融庁は、業界団体の要望を踏まえ、地方公共団体と指定金融機関等の経費負担の課題を明確にし、関係省庁と調整を行う。

## 【対応方針】

- ・ 地方公共団体と指定金融機関等との間の経費負担については、両者の契約等において決定すべきものであることが原則。様々な公金業務を行っている中、指定金融機関等側の利益とコストを総合的に勘案した経費負担とされたもの。
- ・ 一方、決済システムの構築、金利の状況等の指定金融機関等を巡る環境は大きく変化してきており、両者の協議により、現時点における適正な経費負担とすべきもの。
- ・ 現在、全国銀行協会において「税・公金収納業務に関するコスト・手数料に係る調査」が実施されていると聞いており、その結果や地方公共団体側の意向も把握しつつ、地方公共団体のQRコードの導入状況も踏まえた上で、両者の適切な経費負担となるよう地方公共団体に働きかける等の対応を進めていく。

# 參考資料

# 指定金融機関制度について

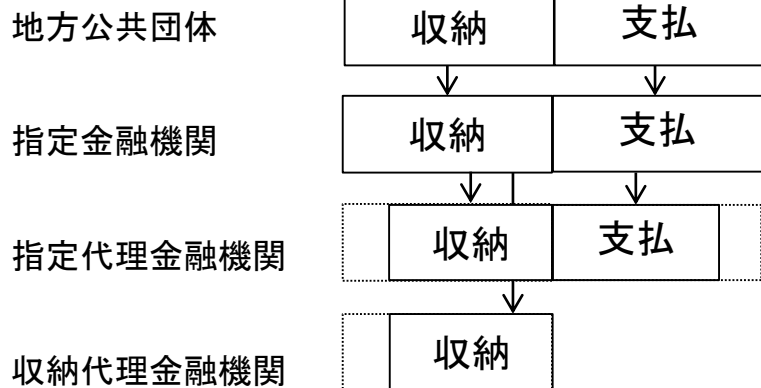
公金の収納又は支払の事務を取り扱わせるため、地方自治法第235条の規定により、都道府県においては金融機関(※1)の指定(※2)が義務付けられ(同条第1項)、市町村においては金融機関(※1)の指定(※2)が任意とされている(同条第2項)。

※1 「金融機関」とは、法令によって金融機関とされているものすべてを指す。

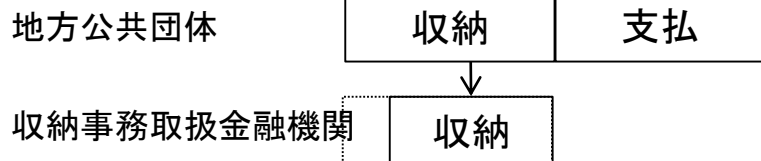
※2 「金融機関の指定」とは、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関、収納事務取扱金融機関の指定を指す。

## 指定金融機関等の事務の範囲

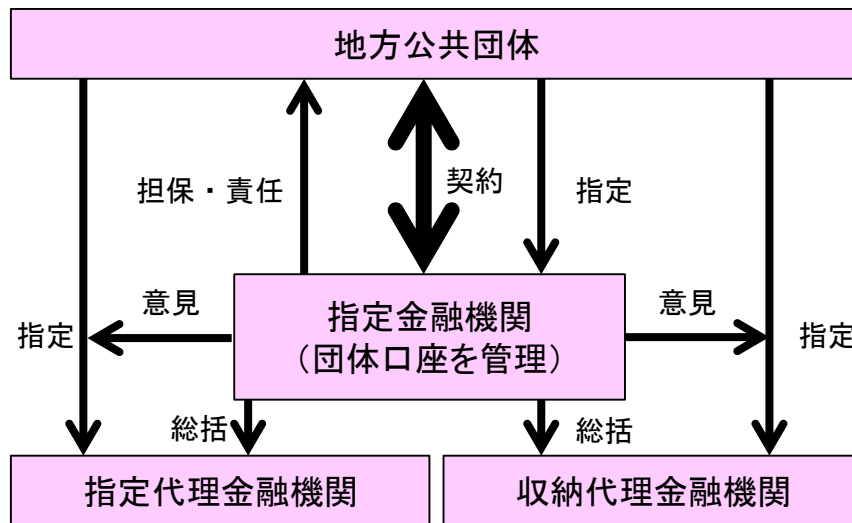
### ○指定金融機関を指定している場合



### ○指定金融機関を指定していない場合



## 指定金融機関等の関係図



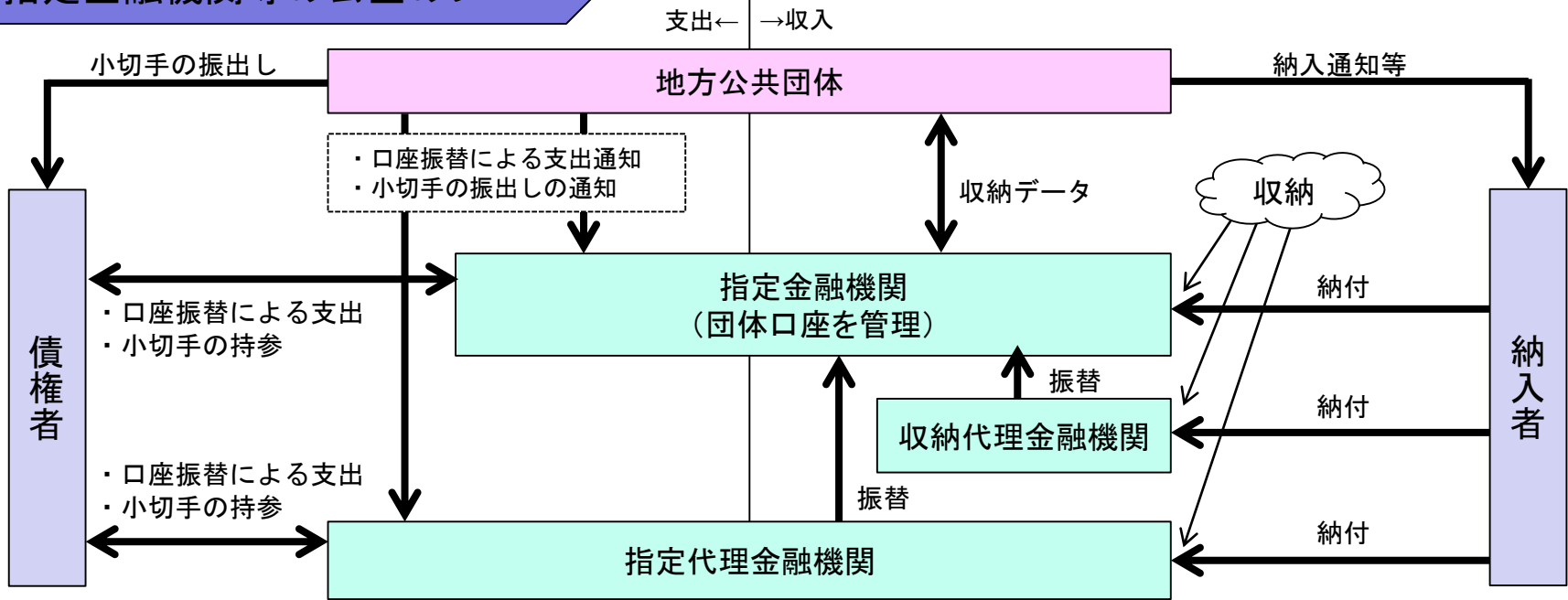
※指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関を指定したときは告示しなければならない

# 指定金融機関制度の役割等

## 指定金融機関の役割

- ・ 指定金融機関は、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の公金の収納又は支払の事務を総括する。(地方自治法施行令(以下「令」という。)第168条の2第1項)
- ・ 指定金融機関は、公金の収納又は支払の事務(指定代理金融機関及び収納代理金融機関において取り扱う事務を含む。)につき、地方公共団体に対して責任を有する。
- ・ 指定金融機関は、地方公共団体の長の定めるところにより、担保を提供しなければならない。

## 指定金融機関等の公金のフロー



# 指定金融機関等の指定状況

## 都道府県

	普通銀行	信託銀行	信用金庫	信用組合	農林中央金庫	商工組合中央金庫	農業協同組合	漁業協同組合	信用農業協同組合連合会	信用漁業協同組合連合会	労働金庫	郵便貯金銀行	その他	合計
指定金融機関	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	47
指定代理金融機関	34	0	2	0	1	0	3	0	13	3	0	0	0	56
収納代理金融機関	674	73	339	167	10	47	626	73	18	23	47	41	2	2,140

## 市区町村

	普通銀行	信託銀行	信用金庫	信用組合	農林中央金庫	商工組合中央金庫	農業協同組合	漁業協同組合	信用農業協同組合連合会	信用漁業協同組合連合会	労働金庫	郵便貯金銀行	その他	合計
指定金融機関	1,192	0	198	15	0	0	289	3	3	0	0	-	0	1,700
指定代理金融機関	779	11	238	33	1	5	319	11	9	7	18	16	2	1,449
収納代理金融機関	6,884	375	2,786	1,297	4	106	1,703	134	77	237	879	1,235	10	15,727
収納事務取扱金融機関	55	0	22	2	0	0	23	3	0	2	6	24	0	137

出典：「自治月報第59号」（平成30年4月1日時点、総務省調べ）